誓約書

（あて先）寝屋川市長

　私は、寝屋川市ふるさと納税協力事業者支援補助金の申請に当たり、以下の事項を遵守します。

記

１　寝屋川市ふるさと納税協力事業者支援補助金交付要綱の内容について遵守します。

２　補助金の交付決定の通知を受けた日の属する年度の終了後５年（補助対象経費に土地取得費を含む場合には、10年）以上、ふるさと納税協力事業者として、返礼品等の提供等の業務に取り組む意思を有します。

３　建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、その他の法令等を遵守します。また、当該法令等の規定により受けた必要な措置を講ずるための指導又は勧告に従います、

４　本補助金交付要綱第18条に該当し、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消された場合は、取り消された部分について交付された補助金を速やかに返還します。

５　補助事業が完了した日の属する年度及び当該年度の翌年度において、本事業の実施効果を報告します。

６　当該補助事業により取得した財産等のうち、市長が定める処分を制限する財産について、補助事業が完了した日の属する年度の終了後５年間（土地につては10年間）、市長の承認なしに処分等は行いません。

７　別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項を確認し、これに同意します。

　以上、上記について、誓約いたします。

　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　事業者名

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合私、団体である場合は当団体 )は、補助金の交付の申請

をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

⑴　法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77号)第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)である又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である。

⑵　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。

⑶　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団員の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

⑷　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する等している。

⑸　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。